

コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社村田製作所(以下「当社」という)は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な指針としてこの「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定する。

第1章 総則

第1条(経営理念)

当社は、当社の最も重要な経営理念である次に掲げる「社是」に基づき経営を行い、製品・サービスの提供を通じて社会・文化の発展に貢献することを使命とする。

『技術を練磨し

科学的管理を実践し

独自の製品を供給して

文化の発展に貢献し

信用の蓄積につとめ

会社の発展と

協力者の共栄をはかり

これをよろこび

感謝する人びとと

ともに運営する』 (1954年制定、1979年改定)

第2条(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最も重要な課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、会社が健全に発展・成長していくため、常に最適な経営体制を整備し、機能させるよう取り組むものとする。

第3条(コーポレートガバナンス・コードの実施)

1. 当社は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、実施する。但し、実施できていない原則についてはその理由並びに実施の時期・計画を明確にする。
2. 取締役会は、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、毎年、コーポレートガバナンス・コードの当社における実施状況につき確認する。

第2章 コーポレートガバナンスの基本方針

第4条(株主の権利・平等性の確保)

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備、株主の実質的な平等性の確保に取り組む。

第 5 条(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は顧客、取引先、協業先、従業員及び地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。

また、取締役会・役員は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成、また企業の社会的責任(CSR)の遂行に関してリーダーシップを発揮して取り組む。

第 6 条(適切な情報開示と透明性の確保)

当社は、ステークホルダーとの建設的な対話の基盤として、正確で分かりやすく、有用性の高い会社情報の開示に努める。また、そのために別途ディスクロージャーポリシーを定める。

第 7 条(取締役会等の責務)

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

第 8 条(株主との対話)

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主・投資家との間で建設的な対話を行う。

第 3 章 当社のコーポレートガバナンス体制

第 9 条(コーポレートガバナンス体制に関する基本方針)

1. 当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用している。
2. 当社は、執行役員制度を採用し、取締役会は本来の機能である経営方針及び重要な業務執行の意思決定並びに取締役の職務の執行に対する監督を行い、執行役員は日常の業務執行を行う体制をとることにより、監督機能と業務執行機能の一層の強化を図る。
3. 当社は、ステークホルダーの視点で経営を監督する独立社外取締役を 2 名以上選任し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。
4. 役員の指名・報酬につき取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。これら委員会の委員は取締役会が取締役から選定し、複数の独立社外取締役を含むものとする。

第 10 条(取締役会の役割・責務、構成)

1. 取締役会は、経営理念を实践した経営、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、適正妥当な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する役割・責務を負う。
取締役会は、実質的な活発な議論を確保するために必要且つ十分な人数(定款で定める監査等委員でない取締役は 15 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内の人数)で構成し、また取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保する。
2. 取締役会は、独立社外取締役にかかる独立性判断基準を指名諮問委員会の答申に基づき改定し、開示する。

第 11 条(指名諮問委員会の役割)

指名諮問委員会の役割は次に掲げる事項とする。

- ① 取締役候補者の選任基準に関する答申
- ② 独立社外取締役の独立性判断基準に関する答申
- ③ 株主総会に付議する取締役選任議案に関する答申
- ④ 代表取締役社長の後継者計画に関する審議、監督および取締役会への報告
- ⑤ 取締役会に付議する代表取締役・役付取締役の選任議案に関する答申
- ⑥ 取締役会に付議する代表取締役・役付取締役の解任議案に関する答申

第 12 条(報酬諮問委員会の役割)

報酬諮問委員会の役割は次に掲げる事項とする。

- ① 取締役及び執行役員の報酬制度・水準に関する答申

第 13 条(内部統制管理委員会その他の任意の委員会)

取締役会は、適正なコーポレートガバナンスを実現するため、代表取締役のもと内部統制管理委員会を設置するほか、必要に応じて任意の委員会を設置する。当該委員会の委員は、取締役、執行役員、関係部門長から選任する。

第 14 条(取締役会の実効性の評価)

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について各取締役による評価を参考にして分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

第 15 条(取締役のトレーニング)

1. 当社の取締役は、それぞれの役割・責務を果たすために必要と考えられる知識の習得・確認、更新等の研鑽に努めるものとする。
2. 当社は、取締役に対し、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、内部統制等に関するトレーニングの機会を提供する。
3. 当社は、社外取締役に対し、取締役会以外にも、当社の事業の状況、経営課題等に関して情報を取得する機会を提供する。

第 4 章 その他

第 16 条(改定)

このガイドラインは、取締役会の決議により改定する。

附則

第 1 条(実施)

このガイドラインは 2015 年 10 月 30 日から実施する。

2016 年 6 月 29 日 改定

2017 年 6 月 29 日 改定

2018 年 12 月 21 日 改定

2019 年 12 月 13 日 改定